



## 確定申告と住民税申告(予約制)のご案内



令和7年分確定申告、令和8年度(令和7年分)  
個人町・県民税申告を2月16日(月)から3月16日(月)午前中まで予約制による受付を行います。  
申告が必要な方は、必要書類などを準備し、なるべくお早めに申告してください。

なお、収入がなかった方でも、非課税(所得)証明書の発行や国民年金の免除、就学援助などの関係で申告が必要な場合があります。また、国民健康保険に加入されている方は、申告をしないと、軽減適用を受けられないなど不利益となる場合がありますので、ご注意ください。

### ○申告が必要な人

令和8年1月1日現在、町内に住んでいる(住んでいた)方で、次に該当する方

- ◇自営業、農林業、その他の事業を営んでいる方(保険外交員、歩合制営業職などを含む)
- ◇家賃、地代収入などの不動産所得のある方
- ◇給与所得以外に所得がある方、または2か所以上から給与を受けている方
- ◇令和7年中に退職し、その後就職していない方
- ◇パートやアルバイトで一定の所得がある方/その他の所得がある方
- ◇雑損控除(災害等による損失)、寄付金控除(政党や公共団体などへの寄付)、医療費控除(自己負担した医療費)などを受けようとする方
- ※控除額の計算において控除額が発生しない場合もあります。

◇『公的年金などの収入金額が400万円以下』かつ『公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下』の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出が不要になりました(※ただし医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告をすることはできます)が、住民税の申告は必要です。

公的年金などの源泉徴収票に記載された以外の控除(医療費控除、生命保険料控除など)がある場合には、申告をすることにより、所得税および住民税の所得控除を受けることができます。

\*給与所得のみの方で勤務先において年末調整済みの方は、申告は不要です。

お問い合わせ 税務課 ☎0738-22-8841

### ○申告期間・受付方法(予約制)

期 間: 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)  
12:00まで

受付方法: 予約による申告相談を実施させていただきます。電話または来庁にて必ず事前にご予約ください。(令和8年2月2日(月)から受付開始)

電 話: 税務課 ☎0738-22-8841  
中津地域振興課 ☎0738-23-9503  
美山地域振興課 ☎0738-23-9505

※1日に受付可能な人数は限られており(約35人前後(本庁))、期間中にて例年の人数を受付する場合には、1日あたりの受付を期間中均等に割振する必要がありますので、なるべく事前にご予約ください。後半になり、受付人数が増加した場合には、町での受付ができない場合があります。

※予約による受付時間は、状況により遅くなる場合がございますのでご理解ください。

### ○各地区集会所での出張相談について

- ◇今年度も川辺地区、中津地区の各集会所での受付は行っておりません。
- ◇美山地区については、下記のとおり今年度も集会所での出張相談を行います。

出張相談日	受付時間	場 所
令和8年2月17日(火)	9:00～11:30	浅間・打尾(打尾集会所) 李・愛川(李公民館) 初湯川・上初湯川(上初湯川集会所)
令和8年2月19日(木)	9:00～11:30	熊野川(熊野川生改センター) 滝頭(滝頭集会所) 笠松・平・愛口(平集会所)
令和8年2月26日(木)	9:00～11:30 13:00～15:30	寒川出張所

- ◇各地区集会所、寒川出張所での受付は予約制ではありません。

### ○必要書類等

- ◇申告書・個人番号カード(または通知カードと運転免許証など)
- ◇収支内訳書(事業所得、不動産所得のある方)用紙は役場に備え付けてあります。
- ◇源泉徴収票(給与/年金/パート収入などの方(ない場合は雇用主、日数、日当などの分かる書類))
- ◇各種控除関係書類(国民年金・生命保険などの支払証明、医療費の控除の明細書など)
- ◇通帳など金融機関の口座番号のわかるもの(振替納税や還付申告の方)



## 御坊税務署からのお知らせ

書かない 確定申告!

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能
- 24時間いつでも利用可能
- 受信通知からいつでも内容確認
- 添付書類提出不要
- 早期還付(3週間程度で還付)

一部の書類を除きます

イメージデータによる提出も可能



令和7年分

令和8年  
3月16日(月)まで

令和8年  
3月31日(火)まで

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください!

確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

### 国税に関するご質問・ご相談について

確定申告に関する税務相談はぜひチャットボットをご利用ください。  
ウェブ上で24時間いつでも相談することができます。

令和7年分所得税および消費税の確定申告、贈与税の申告に関する税務相談チャットボットを次の日程で開始します。

- ・ 所得税の確定申告・・・令和8年1月上旬から
- ・ 消費税の確定申告・・・令和8年2月上旬から
- ・ 贈与税の申告・・・令和8年2月上旬から

国税庁ホームページで解決しない場合には、「国税相談専用ダイヤル」をご利用ください。

電話番号: 0570-00-5901 (全国一律料金)  
受付時間: 平日8:30～17:00 (土日祝日および12月29日～1月3日を除く)



税務相談  
チャットボット  
はこちから



タックスアンサー  
はこちから



### 御坊税務署の確定申告会場について

御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、令和8年2月16日(月)～3月16日(月)です。(閉庁日を除く)  
相談受付時間は、8:30～16:00までです。(混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります)  
※相談開始は9:00～です。また、確定申告会場では原則ご自身のスマホで申告書を作成していただきます。

#### 【確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です】

混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります。  
なお、入場整理券はLINEアプリを通じたオンライン事前予約が可能です。  
入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

国税庁LINE  
公式アカウント  
の追加は



#### 【土地等譲渡所得・贈与税の相談について】

土地等譲渡所得および贈与税の相談につきましては、相談担当者が確定申告会場に従事している「★」の日のみ対応しています。

2月							3月																
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	
★	★	★	★	★													★	★	★	★	★	★	★

### 税理士による無料相談会場について

会 場	日 程	受 付 時 間
御坊市役所(御坊市蘭350-2) 101・102会議室	2月3日(火)から2月5日(木)	9:30～11:30、13:00～15:00

※ 当会場は御坊市以外にお住まいの方につきましても、ご利用いただけます。

### 確定申告後の国税の納付について

確定申告後は「振替納税」による納付が便利です。ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより自動的に納付する手続きです。

ご利用に当たっては、納期限までに「振替依頼書」をe-Taxまたは書面で税務署へ提出してください。

※ 一度「振替依頼書」を提出していただければ、翌年以降の提出は不要です。

税 目	納 期 限	振 替 日
申告所得税および復興特別所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
消費税および地方消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

#### 【オンライン(e-Tax)での提出方法】

- ① 二次元コードのe-Taxホームページからログイン
- ② 「申請・納税手続を行う」をタップ
- ③ 画面をスクロールし「口座振替依頼書」をタップ
- ④ 画面に従って必要事項を入力し「提出」をタップ

※ 利用する金融機関によっては、オンライン(e-Tax)提出を利用できないことがあります。

ログインはこち

他のキャッシュレス納付  
方法もございますので  
ぜひご活用ください。

国税庁HP  
QRコード

【お問い合わせ】御坊税務署(御坊市蘭430-3) 電話番号: 0738-22-0695(代表)

※ 上記代表番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。

《御坊地区税務協議会(御坊税務署・紀中県税事務所・御坊市役所・日高郡内各町役場)・公益社団法人御坊納税協会》